厚生年金基金変更公告

福岡県病院厚生年金基金の事務所の所在地に変更があったので、厚生年金保険法第116条及び厚生年金基金令第４条の規定により次のように公告します。

１．新事務所の所在地　福岡県福岡市博多区博多駅南２丁目９番11号　三共福岡ビル８Ｆ

２．旧事務所の所在地　福岡県福岡市南区那の川１丁目５番27号

３．変更年月日　平成24年11月３日

平成 24 年 11 月 22 日

福岡県病院厚生年金基金

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢60～65歳位の男性、身長155㎝、やせ型、灰色長袖カッターシャツ、茶色ベルト、灰色スラックス、白色運動靴

上記の者は、平成24年10月18日頃奈良県生駒市上町4619番地安養寺南東240メートル先で死亡したもので、身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当市福祉健康部福祉総務課まで申し出てください。

平成 24 年 11 月 22 日

奈良県　生駒市長　山下　真

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、性別不明、推定年齢30歳以上40歳未満

上記の者は、平成24年９月18日山口県山陽小野田市の小野田港沖にて頭蓋骨（顔面部、下顎部を除く）が発見された。死因は不明。鑑定の結果、死後50年以上経過していると推定される。

遺骨は、身元不明で引取り者がいないため火葬に付し、無縁墓地に安置しているので、心当たりの方は当市役所生活支援課まで申し出て下さい。

平成 24 年 11 月 22 日

山口県　宇部市長　久保田后子

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・推定年齢不詳、女性(推定)の人骨（頭蓋骨及び体の一部）

上記の者は、平成23年３月27日糸満市字伊敷56番地琉香あずま南方約140メートル地点の原野において、頭蓋骨等がレジ用ビニール袋に入った状態で発見されました。遺体は火葬に付し、糸満市納骨堂に納骨しております。お心当たりの方は当市福祉事務所社会福祉課まで申し出て下さい。

平成 24 年 11 月 22 日

沖縄県　糸満市長　上原　裕常

公示送達

東京都市計画事業瑞江駅北部土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による換地処分通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだこと、また、送付すべき場所を確知することができないため、同法第133条第１項及び第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告する。

平成 24 年 11 月 22 日

東京都市計画事業
瑞江駅北部土地区画整理事業
施行者　江戸川区
代表者　江戸川区長　多田　正見

１　送付を受けるべき者の最終住所及び氏名

送付を受けるべき者が受領を拒んだもの

⑴　住所　宮城県仙台市宮城野区自由ヶ丘１番16号自由ヶ丘コーポ103
　　氏名　大竹　浩

送付すべき場所を確知することができない

⑴　住所　神奈川県相模原市緑区久保沢２丁目10番11号フォンテーヌ城山101
　　氏名　山浦　正志

⑵　住所　東京都江戸川区西瑞江２丁目16番地12
　　氏名　野口　照雄

２　通知の内容

土地区画整理法第103条第１項の規定により、東京都市計画事業瑞江駅北部土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地明細図のとおり換地処分をします。

教示

１　審査請求について

この通知について不服がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この通知の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）

２　取消訴訟について

この通知の取消しの訴えは、この通知があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、江戸川区を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において江戸川区を代表とする者は、江戸川区長です。

ただし、この通知があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この通知の日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、別紙明細書及び換地明細図の掲載は省略し、それらを瑞江駅北部土地区画整理事務所の掲示場所において掲示しています。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十四年九月十日開催の臨時株主総会の決議により平成二十四年九月二十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十二日

青森県むつ市横迎町二丁目二六番一一号
有限会社タイコー
清算人　鷹架　勝利

解散公告

当社は、平成二十四年十一月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十二日

青森県三戸郡三戸町大字貝守字籠沢八一番地二
有限会社東北野菜
清算人　大平　芳彦

解散公告

当社は、平成二十四年十一月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十二日

岩手県九戸郡洋野町大野第二六地割四〇番地二
有限会社大野フードドライ
清算人　竹ケ原伸牧場之

解散公告

当社は、平成二十四年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十二日

宮城県仙台市宮城野区蒲生二丁目一二番一四号
有限会社佐々良工芸
清算人　佐々木良之

解散公告

当法人は、平成二十四年八月十七日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十二日

秋田県仙北市角館町花場下六番三号一〇二号
ＮＰＯ法人せんぼくロングステイ協会
清算人　松尾　学

解散公告

当社は、平成二十四年七月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十二日

山形市鉄砲町二丁目一番五二号
株式会社地球紀行
代表清算人　櫻田　史